

公募オーガナイズドセッション | 2025年11月13日：公募オーガナイズドセッション

■ 2025年11月13日(木) 16:00 ~ 18:00 C会場 (2階 小ホール)

## [公募オーガナイズドセッション1] 歯科における医療DX・口腔保健DXの実装に関するシンポジウム

オーガナイザー：井田 有亮（東京大学）

座長：野崎 一徳（大阪大学）、井田 有亮（東京大学）

### ◆ 実践報告

#### [2-C-4-01] 【実践】歯科医療・口腔保健分野の医療DXの動向

Current Trends in Digital Transformation (DX) in Dental Care and Oral Health

\*小嶺 祐子<sup>1</sup> (1. 厚生労働省)

キーワード：Medical Digital Transformation (DX)、Digital Health、Dental Records

日本は人口減少・超高齢社会に直面する中、国民の健康寿命を延伸するとともに、社会保障制度を将来にわたって持続可能なものとし、将来世代が安心して暮らしていく社会にすることが不可欠である。最適な医療を実現するための基盤整備として医療DXを進める必要がある。このため、厚生労働省では2017年にデータヘルス改革推進本部を設置し、取り組みを進めてきた。その後発生した新型コロナ感染症対策も踏まえ、「データヘルスの集中改革プラン」が策定され、全国で医療情報を確認できる仕組みの拡大、電子処方箋の仕組みの構築、自身の保健医療情報を活用できる仕組みの拡大を優先し、その際、オンライン資格確認等システムやマイナンバー制度等の既存インフラを最大限活用することされ、マイナ保険証は質の高い医療を提供するための基盤となっている。また、令和5（2023）年6月に総理を本部長とする医療DX推進本部において「医療DXの推進に関する工程表」が策定され、1) 全国医療情報プラットフォームの新設、2) 電子カルテ情報の標準化等、3) 診療報酬改定DXを3つの柱として医療DXの取り組みが進められている。これらの取り組みは、現在、先行して医科領域で開発が進められているが、今後、歯科分野での現状のカルテ記載やレセプト入力等の現状を踏まえた検討が必要である。一方、歯科分野では、東日本大震災において、歯科所見による身元確認を行う際に歯科レプトコンピュータにおける歯科診療情報のデータ形式が統一されていなかったことにより身元確認作業に困難をしたことから、歯科診療情報のデータ化・標準化が不可欠であることが明らかとなり、歯科診療情報データベース構築の必要性が指摘された。そこで、厚生労働省では「口腔診査情報標準コード仕様」を作成、令和3年3月に保健医療情報分野の標準規格となっている。まだ歯科電子カルテや歯科レセプトコンピュータへの実装は進んでいないが、今後歯科領域の医療DXの推進とともに検討する必要がある。本シンポジウムでは、歯科医療に関する厚生労働省の医療DXの動向を概説するとともに、今後、歯科領域での医療DXの推進に向けた課題等、お話をさせていただきたい。

# 歯科医療・口腔保健分野の医療 DX の動向

小嶺 祐子  
厚生労働省医政局歯科保健課

## Current Trends in Digital Transformation (DX) in Dental Care and Oral Health

Yuko Komine

Ministry of Health, Labour and Welfare, Health Policy Bureau, Dental Health Division

With Japan facing a declining population and a “super-aged society,” reform of the healthcare system is essential. To sustain the social security system and extend healthy life expectancy, a system that secures the future of the next generations is required. Medical digital transformation (DX) has therefore become imperative as the foundation for optimal healthcare.

In 2017, the Ministry of Health, Labour and Welfare (MHLW) established the Headquarters for the Promotion of Data Health Reform. Among its initiatives was the “Data Health Reform Acceleration Plan” in response to the COVID-19 pandemic, which focused on (1) nationwide access to medical information, (2) the introduction of electronic prescriptions, and (3) mechanisms for individuals to utilize their own health data. These efforts are supported by existing infrastructure, such as the online eligibility verification system and the My Number system, with the My Number Health Insurance Card serving as a core foundation for high-quality healthcare.

In June 2023, the Prime Minister’s Medical DX Promotion Headquarters announced the Roadmap for the Promotion of Medical DX, outlining three key pillars: (1) establishing a nationwide medical information platform, (2) standardizing electronic medical record data, and (3) digitalizing the medical fee revision process. While progress has been made in medical care, the current status of digitalization in dental care remains limited.

Following the Great East Japan Earthquake, difficulties in identifying victims using dental findings underscored the lack of standardized data formats in dental claims systems. This highlighted the urgent need to digitalize and standardize dental clinical information. In response, MHLW developed the “Standard Code Specification for Oral Examination Information,” launched in March 2021 as the national standard for dental health information. However, the implementation of dental electronic medical records remains limited, emphasizing the need for further advancement to promote DX in dental care.

**Keywords:** Medical Digital Transformation (DX), Digital Health, Dental Records

### 1. 背景

我が国は、人口減少・超高齢社会に直面し、世界に例を見ない速さで高齢化が進行しており、令和 6 年の高齢化率は 29.3% に達している。国民の健康寿命を延伸するとともに、国民皆保険を中心とする我が国の社会保障制度を将来にわたって持続可能なものとし、将来世代が安心して暮らしていく社会を構築することが不可欠である。そのためのひとつとして、最適な医療を実現するための基盤整備として医療 DX を進める必要がある。

このため、厚生労働省では 2017 年(平成 29 年)にデータヘルス改革推進本部を設置し、取り組みを進めてきた。このデータヘルス改革推進本部設置の趣旨<sup>1)</sup>には、

- ・今後我が国が、世界に先駆けて、超高齢社会の問題解決に取り組む上では、まず、「健康・医療・介護に関する國のあるべき姿」の検討を行い、「患者・国民に真に必要なサービス」を特定する必要がある
- ・こうした理念や ビジョンに基づき、膨大な健康・医療・介護のデータを整理し、徹底的に収集・分析して、これから健康・医療・介護分野の ICT の利活用が「供給者目線」から「患者・国民、利用者目線」になるよう、ICT インフラを作り変え、健康・医療・介護施策のパラダイムシフトを実現していかなければならない

といったことが記載されている。

その後、新型コロナ感染症対策も踏まえ、2020 年(令和 2 年)に「データヘルスの集中改革プラン」<sup>2)</sup>が策定され、マイナ保険証を質の高い医療を提供するための基盤として、オンライン資格確認等システムやマイナンバー制度等の既存インフラを最大限活用しつつ、3 つの取組すなわち、1) 全国で医療情報を確認できる仕組みの拡大、2) 電子処方箋の仕組みの構築、3) 自身の保健医療情報を活用できる仕組みの拡大、を優先して取り組み、効率的かつ迅速にデータヘルス改革を進め、新たな日常にも対応するデジタル化を通じた強靭な社会保障を構築するとされた。

また、この際に、これら 3 つの取り組みのほか、医療情報システムの標準化、API 活用のための環境整備といったデータヘルス改革の基盤となる取組も着実に実施するとともに、電子カルテの情報等の医療情報についても、引き続き検討を行うとされた。

### 2. 医療 DX の推進

2023 年(令和 5 年)6 月に総理を本部長とする医療 DX 推進本部において「医療 DX の推進に関する工程表」<sup>3)</sup>が策定され、1) 全国医療情報プラットフォームの新設、2) 電子カルテ情報の標準化等、3) 診療報酬改定 DX を 3 つの柱として医療 DX の取り組みが進められている。

- 1) 全国医療情報プラットフォームの新設について

オンライン資格確認等システムのネットワークを拡充し、レセプト・薬剤情報・特定健診等情報に加え、予防接種、電子処方箋情報、電子カルテ等の医療機関等が発生源となる医療情報について、自治体や介護事業者間を含め、必要な時に必要な情報を共有・交換できる全国的なプラットフォームを創設する。

この中の仕組みの一つである電子カルテ情報共有サービスは、全国の医療機関や薬局などで患者の電子カルテ情報を共有するための仕組みである。提供するサービスは、現時点では、診療情報提供書を電子で共有できるサービス、各種健診結果を医療保険者及び全国の医療機関等や本人等が閲覧できるサービス、患者の6情報(傷病名、感染症、薬剤アレルギー情報等、その他アレルギー等、検査、診療情報提供書等に記載された処方)を全国の医療機関等や本人が閲覧できるサービス、患者サマリーを本人が閲覧できるサービス、の4つとなっている。

### 2) 電子カルテ情報の標準化等について

医療情報の共有を行うためには、情報の形式等の標準化が不可欠となる。このため、医療現場で比較的頻繁にやりとりされている3つの文書情報(診療情報提供書、退院時サマリー、健康診断結果報告書)および6つの医療情報(傷病名、アレルギー情報、感染症情報、薬剤禁忌情報、検査情報、処方情報)について、厚生労働省標準規格が定められており、その他の医療情報についても、必要に応じて順次標準化をすすめる。併せて、医科診療所向けに、これらの標準規格に準拠し、オンライン資格確認等システム、電子処方箋、電子カルテ情報共有サービスと連携可能なクラウドベースの電子カルテをデジタル庁において開発している。

### 3) 診療報酬改定DXについて

現状、診療報酬改定時には短期間でのシステム改修が求められており、医療機関等とベンダの双方に大きな業務負荷が生じている。そのため、診療報酬改定DXは、診療報酬や診療報酬改定に関する作業の効率化により、医療機関やベンダの負荷軽減や診療報酬改定に伴う医療保険制度全体のコストの低減を目指し、「共通算定モジュールの開発・運用」「共通算定マスター・コードの整備と電子点数表の改善」「標準様式のアプリ化とデータ連携」「診療報酬改定施行時期の後ろ倒し等」の4つのテーマで進められている。

診療報酬改定施行時期については、令和6年度診療報酬改定から診療報酬改定に係る答申や関係告示、通知等の発出時期は従来どおりとしつつ、施行時期を6月1日として、改定後の初回請求までの期間を従来より長くし、医療機関等及びベンダの負担軽減を図ったところである。

診療報酬算定・患者の窓口負担金計算を行う全国統一の共通的な計算プログラム(共通算定モジュール)の開発を進めている。診療報酬改定DXを進めることで、患者は全国どの医療機関等でも公費負担医療および地方公団団体の医療費助成事業により、一時的な窓口負担なく受診できる環境整備を目指す。

電子カルテ情報の標準化等や診療報酬改定DXの共通算定モジュールの開発は、現在、先行して医科領域で開発が進められているが、今後、歯科分野の診療内容や診療・請求の実態、カルテ記載やレセプト入力等の現状を踏まえた検討を行う予定である。

## 3. 歯科医療・口腔保健分野の医療DX

歯科分野では、厚生労働省ではこれまで歯科診療情報の

標準化をすすめてきた。これは、東日本大震災において、歯科所見による身元確認を行う際に歯科レプリコンピュータにおける歯科診療情報のデータ形式が統一されていなかったことにより身元確認作業に困難をしたことから、歯科診療情報のデータ化・標準化が不可欠であることが明らかとなり、歯科診療情報データベース構築の必要性が指摘されたことから本格的な検討を始めたものである。災害時等の歯科所見を用いた身元確認が効率的かつ効果的に実施できるよう、歯科診療情報の標準化に関する実証事業(平成25~28年度)、歯科情報の利活用及び標準化普及実証事業(平成29年度~)を実施し、「口腔診査情報標準コード仕様」を作成、本仕様を歯科情報による個人識別に用いることが可能であることを示している。そして、この「口腔診査情報標準コード仕様」は、令和3年3月に厚生労働省の保健医療情報分野の標準規格となっている。

歯科情報による身元確認の推進に関しては、令和2年に「死因究明等推進基本法」が施行され、令和3年には「死因究明等推進計画」が策定され、この中で歯科診療情報等のデータベースの構築に向けて「口腔診査情報標準コード仕様」により標準化した口腔診査情報を効率的・効果的に収集するための方策について検討することなどが記載された。この計画は3年に一度検討を行うこととされており、令和6年7月に見直し後の死因究明等推進計画が公表された。しかしながら、歯科診療情報等のデータベース構築には課題も多く、この3年間、大きくは進められていないのが現状である。一方で、この令和6年の計画の中では「厚生労働省において、歯科医療機関が保有する歯科診療情報を身元確認において活用するための大規模データベースの構築に向けて、政府全体のデジタル化の取組も踏まえながら、「口腔診査情報標準コード仕様」により標準化した口腔診査情報を効率的かつ効果的に収集するための方策について、関係法令と整合性を図りつつ個人情報等の取扱いも含めて検討する(以下略)」とされている。

厚生労働省では、令和7年の通常国会に「医療法等の一部を改正する法律案」を提出し、2040年頃に向けた医療提供体制の総合的な改革を進めるため、その基盤となる医療DXの推進も含め、関連法の改正をめざしている。電子カルテ情報共有サービスや電子カルテ情報等の標準化、診療報酬改定DXについては、まずは医科の領域が先行して検討が進められており、歯科医療・口腔保健分野については、これから本格的な検討となる。今後の人口減少等による社会の変化を考えると、歯科医療・口腔保健分野についても医療DXを進めることは必要である。これまで大規模災害時等の身元確認を進めるために検討を進めてきた「歯科診療情報等の標準化」に関する知見や課題等を踏まえて歯科電子カルテの標準化等の検討を進めていきたいと考えている。

## 参考文献

- 1) 第1回データヘルス改革推進本部. 資料1 データヘルス改革推進本部について. 厚生労働省, 2017.  
[<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12600000-Seisakutoukatsukan/0000148742.pdf>]
- 2) 第7回データヘルス改革推進本部. 資料1 新たな日常にも対応したデータヘルスの集中改革プランについて. 厚生労働省, 2020.  
[<https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/000653403.pdf>]
- 3) 医療DX推進本部(第2回). 医療DXの推進について. 内閣官房, 2023.

[[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/iryou\\_dx\\_suishin/dai2/gijisi\\_dai.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/iryou_dx_suishin/dai2/gijisi_dai.html)]

- 4) 医療 DXについて. 2. 医療 DXの各施策「診療報酬改定 DXについて 参考:診療報酬改定 DXについて」. 厚生労働省.  
[<https://www.mhlw.go.jp/content/10808000/001140175.pdf>]